

埼玉の夜明け

巻号 46
第3号
通算144号

団地会
区委員
教区委員
クリスチャー
キリスト教
東教会
日本社会
関社

信教の自由と平和を求める二・二一集会

日本にあるキリストの

教会の政治的責任

〜いま立つべきところと為すべきこと〜



東京基督教大学 山口 陽一

一、「いま」何が起っているのか

第一次安倍政権（二〇〇六〜二〇〇七）は「戦後レジームからの脱却」を掲げ、教育基本法を改正（愛国心・政府統制）し、防衛庁を防衛省に格上げし、国民投票法を制定した。

第二次安倍内閣は「日本を、取り戻す」をスローガンに、対米追従の戦争参加準備と企業優遇（日米ガイドラインの改定、国家安全保障会議設置、特定秘密保護法、防衛装備移転三原則、集団的自衛権容認の閣議決定、安全保障関連法、原発再稼働、TPP）を進めて来た。歴史修正主義と排外主義は、慰安婦問題、伊勢神宮・靖国神社参拝に顕著である。背景には

二〇一二年一二月に第二次安倍内閣が成立してから現在に至るまでの「いま」はどのような時代かを確認し、七〇年前の罪責に鑑みて教会の政治的責任を考える。新たな国家神道が始まりつつある「いま」、ローマ書一三章を中心に抵抗権行使の責任を学び、日本キリスト教史に学びつつ折りと行動を考えたい。

小選挙区制によって生じた寡頭政治があり、対米追従政治とつながる経済界とマスメディア支配により、国会の内外で言論の自由が自粛的抑圧を受けている。戦後七〇年守ってきた武力に拠らない平和構築の方向を転換し、アジアに対する侵略の反省終結を図り、中国や北朝鮮に対する危機感を煽っている。福島第一原発事故による避難者は一〇万人、沖縄の民意を機動隊で排除して辺野古新基地建設を強行し、ラムズフェルド元国防長官とアーミテージ元国務副長官には「旭日天授章」を授与する中での「一億総活躍」とは何であるうが。

二、新たな国家神道の始まり

安倍首相と八名の閣僚は二〇一三年一月二日、伊勢神宮の式年遷宮の「遷御の儀」に参列した。現職首相としては一九二九年以来八四年ぶり、国家と神道を分離した戦後では初めての出来事だった。

一月の靖国神社秋季例大祭、首相は衆参両議院議長とともに「みんなで靖国神社に参拝する国会議員の会」に所属する一五七名の国会議員を引き連れて参拝。二月二六日の靖国神社参拝にはアメリカも失望（Disappointment）を表明した。新年の伊勢神宮参拝には、二〇一四年以来七閣僚、一一

閣僚、九閣僚が安倍首相に同行している。二〇一五年一月九日、閣議は首相の靖国神社への公式参拝について、「戦役者追悼目的での参拝だと公にし、宗教上の目的でないことが外観上も明らかでない場合は、憲法二〇条三項が禁じる国の宗教的活動には当たらない」とする答弁書を決定し、ここでも解釈改憲を進めようとしている。

自由民主党の憲法改正案では、政教分離を定める二〇条に例外を設けて言う。「ただし社会的儀礼また習俗的行為の範囲を超えないものについてはこの限りではない」。戦後の政教分離をめぐる裁判（津地鎮祭訴訟、箕面忠魂碑訴訟、自衛官護国神社合祀訴訟、岩手県議会靖国神社訴訟、愛媛県靖国神社玉串訴訟など）は、常にこれをめぐって争われてきた。二〇条の但し書きは戦後日本の政教分離原則を崩して国家神道復活に道を開くものである。

三、戦時下の「教会の罪責」

対米開戦直前の一九四一年、日本のプロテスタント教会は合同して日本基督教団を設立した。「教団規則」第七条「生活綱領」は、「皇国ノ道ニ從ヒテ信仰ニ徹シ各其分ヲ尽シテ皇運ヲ扶翼シ奉ルベシ」である。「聖書に從つて」と言うべきところが「皇国の道に

従つて」となる。教団統理の富田満牧師は、皇国の道に從つて信仰に徹し、主を畏れつつ伊勢神宮に参拝して新しい教団の発展を「希願」した。

教団は一九四二年一〇月の「日本基督教団戦時布教指針」において大東亜戦争を「聖戦」と呼んだ。「殊ニ本教団ハ今次大戦勃発直前ニ成立シタルモノニシテ正ニ天業ヲ翼賛シ国家非常時局ヲ克服センガ為ニ天父ノ召命ヲ蒙リタルモノト謂ハザルベカラズ」つまり大東亜戦争に勝利するために神の召しを受けて成立した日本基督教団であると言った。その布教指針の綱領の第一は、「国体ノ本義ニ徹シ大東亜戦争ノ目的完遂ニ邁進スベシ」であった。

讚美歌委員会が編集した『興亜讚美歌』（一九四三年）の四番「臣道実践」一節の歌詞は、「光栄えある皇国に生まれ、すめらぎ（天皇）にまつらふわれら、日々のわざ励む心は、あまつかみこそ知ろしめすらめ」である。一九四四年の復活節の「日本基督教団より大東亜共栄圏にある基督教徒に送る書翰」では、「全世界をまことに指導し救済しうるものは、世界に冠絶せる万邦無比なる我が日本の国体である」という事実を、信仰によって判断しつつ我らに信頼せられんことを」とアジアの教会

に語りかけた。そして戦局は悪化の一途をたどり、同年八月一八日の「日本基督教団決戦態勢宣言」が出される。「此ノ時ニ当リ皇國ニ使命ヲ有スル本教団ハ皇國必勝ノ為ニ蹶起シ、断固驕敵ヲ撃摧シ、以テ宸襟ヲ安ンジ奉ラザルベカラズ」。

四、政治参与の責任

（ローマ書三章と「抵抗権」

ローマ書三章は「上に立つ権威」への無条件の服従や、教会が

主張

一〇数年前「品格」と言う言葉がブームのように使われていたことがあった。「およそ人生において寂しいことは品の無いことである。」こんな格言を若い時に聞いた。品、品格のなさはどのような場合に生ずるかという点、「①権力に媚びる。②大きいもの（組織・企業）を崇拜しそれに依存する。③自分の権利だけを主張し適わないと嫉妬する。④自立性がなく自尊心がない。⑤ごまかしがあり本物の心と価値が分からない。⑥金銭を崇拜する等である。」と書物にあった。

今に始まったことではないが、今の政治家達には品格が無いことが多いのではないか。品格を気にしていたら政治家は勤まらない、いや、続けていけないのかとさえ思える。大きな組織に所属するということや地位を保持するという点と、品格を保つということは時にとても反比例で、神様から自分の品格を試されているような気がしてならない。

ところで、昨今の日本基督教団の牧師の中には牧師として、社会人としての倫理観、品格を疑いたくなる行動、発言をするもの達があり、それに対し

政治にかかわらないことを教えてはいない。この箇所は「二章一節の「なすべき礼拝」の一環であり、神への服従として「上に立つ権威」に従うことを教えている。「人の立てたすべての制度に、主のゆえに従いなさい」（イペテロ二・一三）、また「神を恐れ、王を尊びなさい」（同一七）。

それゆえに「神の定め」（二節）は、天地創造以来の「秩序」というようなものではなく、この世の罪を抑制するための「定め」として「本物」を見ようとせず、それを信じ込まされている信徒達があることに大きな憂慮を感じる。おおよそ得ない「戒規」が連発され教会の分裂が起ころ、「燃える伝道」との言葉に反して、知る限り数百人の信徒が離散している。そして裁判闘争まで起きているのが現状である。牧師が信徒から住民監査請求を受ける。セクハラ問題で提訴され敗訴する。「背任行為」と指摘されても止むを得ないと思われる「教会定期総会」を数年間開かず（牧師の身の保全の為であるが）行政から過料処分を受ける。そして、こうした問題を起こした牧師を「擁護」する、教団、教区の指導者の姿勢があるのである。事実、某教会の牧師招聘教会総会において、教会に対しての背任問題を起こし教会員から裁判に訴えられている牧師を招聘するにあたり、「教会員から虐められて居て可哀そうだから助けて欲しい」との招聘責任者による「偽り」の発言が為されたと聞いている。福沢諭吉の言葉に「世の中で一番悲しい事は、うそをつく事です。」とある。牧師として、信徒として、真実を語り行う「品格」を持ち続けたいものである。多くの先輩達が築いた教会、教団の内部崩壊が始まっているのである。

仰的決断によって能動的に「従う」ことを命じている。裏を返せば「上に立つ権威」が神に逆らう場合には抵抗する権利と義務が生じることになる。

では「上に立つ権威」への抵抗はどのように見極められるべきであろうか。それは、まず「上に立つ権威が」が礼拝を求めめる事態、すなわち良心を侵害するような場合である。次に、「人」のために善を行わせるために、神に仕える者（あなたに益を与えるための神のしもべ）（四節）が、神が託した支配の目的を倒錯して、人に害を与える時、とりわけ「いのち」を奪うなど機能不全に陥った場合と考える。立憲民主主義の場合には憲法違反もそのこれに相当する。

五、これからの祈りと

行動のために

政府や国会が憲法に従って政治を行い立法にあたる事ができるよう祈り執り成すこと、そして神への礼拝を奪うような罪には神の裁きを祈ることを個人の祈り、祈祷会や礼拝の祈りに加えることがまず第一のことである。

寺尾喜七（一八七七―一九四一）は治安維持法違反で一九四一年に四三名が検挙された耶蘇基督之新約教結社の中心的信徒であ

る。一九四一年一月三〇日に高知警察署で行われた第三尋問調書で、「天皇は神聖なりや」の問に答えて言う。「我が日本では、天皇を現人神として神格化し神聖であるとして居りますが真実の所、天皇陛下は人間であります、人を神聖なる神として尊敬する訳にはゆかないのであります、私共信者も日本国民として、天皇陛下の統治の許で生命財産の保護を受けて居る者として敬意を表して居ります、それかと云って、人間「エバ」の子孫である天皇を唯一絶対の神と同じく、神聖にして他の何物にも侵されない至上の方であると、神格化するわけには、断じてゆかないのであります、それは再三申し上げた通り、神の支配は絶対的であり、天皇の支配は第二義的であると、確信するからであります」（岩崎誠哉『寺尾喜七の尋問調書』二〇一六年一月七日、私家版）。尋問という場での預言と言ってよい。

教会の罪責をふまえて聖書に立つ政治的責任を自覚したい。「抵抗権」は私たちの信仰の自由と市民的自由を守るためのものばかりでなく、この国と世界の平和を守るための務めである。主への服従として、王・祭司・預言者の務めをふさわしく行使したい。

沖縄歴史年表(1)

社会委員会では、ここ数年「沖

縄問題」について度々取り上げてきています。そこで当委員会では「沖縄」は、どのような歴史過程があるのかについてまとめてみる必要を感じ掲載することにした。

沖縄歴史年表作成にあたり、日本(ヤマト)と沖縄の歴史的な流れを述べ、「沖縄」の名称の由来について述べることから始める。

沖縄では、狩猟採集が主であった平安時代(一〇世紀頃)までが先史時代とされている。沖縄に人が住み始めた正確な年代は不明だが、那覇市や具志頭村(グシカミソンの)港(ミナトガワ)では、旧石器時代の化石人骨が出土している。縄文・弥生時代には、九州への具輪(具輪で作った腕輪)の原材料であるゴホウラ貝が輸出され又、弥生土器が伝わったり九州として中国の交流が始まった。

先島(宮古・八重山諸島)では、南方地域との交流を示す遺跡が残っている。日本本土に鉄器が本格的に普及したのは古墳時代で、ヤマト王権が国内を征服していく時期であるが、沖縄本島で鉄が普及するのは十四世紀察土王(一二三二〜一三九五)の時代で、日本史に当てはめれば室町時代になる。日本と比較すると一〇〇〇年

以上も遅れ、八重山諸島において鉄器が登場するのは更に一〇〇年遅れてからである。

「琉球」は中国が名付けた名称で、「沖縄」は、王朝時代に編纂されたおもしろさうしにも登場しており、沖縄の初出が阿児奈波(アコナハ)であることから自分達の住む土地を沖縄(ウチナー)と呼んでいた。つまり本島の住民が、周辺の島々や宮古・八重山に対する本島を指すことが語源で、沖縄固有の言葉に基づく名称であることを前提に、沖縄の歴史年表を辿る。

七五三年 鑑真を乗せた遣唐使船が阿児奈波に漂着
一四〇四年 明から最初の冊封使
一四〇六年 尚恵紹王が中山王に即位、第一尚氏王統開始
一四二九年 尚巴志王が三山統一(沖縄本島・北山、中山、南山)↑琉球王国という独立国

一四四八年 護佐丸・阿麻和利の乱
一四六九年 尚徳王の家臣の金丸(尚円王)が即位、第二尚氏王統開始
一五三二年 『おもしろさうし』第一巻を編集(二二巻からなる沖縄最古の歌謡集)

*「おもしろ」とは「思い」、「さうし」は「草子」、大和に倣って命名されたと考えられる。
一五七〇年 東南アジア貿易廃止
一六〇九年 薩摩藩の侵攻を受け支配下↑薩摩藩の付庸国

一六三一年 薩摩藩、琉球在番奉行
一六三四年 將軍への使節、江戸上りの慶賀使・謝恩使
一六三七年 先島諸島に人頭税
一六六〇年 出火で首里城が全焼
一六六五年 羽地朝秀改革を開始
一七一五年 首里城が再建
一七七年 八重山地震で大津波、先島諸島甚大な被害

一八四六年 ベッテルハイム来琉
【ベッテルハイム】英国国教会のプロテスタント宣教師・医師として琉球を訪れたベッテルハイムは、家族とともに那覇市にある護国寺に住まい五四年まで伝道と医療、そして通訳者の協力を得て新約聖書を琉球語、更に和訳聖書へと翻訳していった。又、イギリスで発見されたジェンナーの牛痘接種法と西洋医学の伝授に努めた。
一八四七年 琉球開港
一八五三年 東インド艦隊司令長官ペリー提督が来航

一八五四年 琉米修好条約に調印
一八七二年 日本政府が強制的に琉球藩を設置(琉球処分)尚泰王を「琉球藩王」に冊封し琉球王国滅亡

【琉球処分】七二年の琉球藩設置から七九年の沖縄県設置を経て、強権的に琉球を日本の一部に位置づけようとした日本政府の一連の政策をいう。
*この頃から米国が琉球の軍事支配を企てる。
一八七九年 廃藩置県により琉球藩廃止、その後沖縄県が設置↑徹底したヤマト化、皇民教育方言撲滅運動の徹底
一八九二年 奈良原繁、県知事に
一八九三年「琉球新報」創刊
【琉球八社】日本政府による沖縄県の皇民化計画は、時局とともに強まっていった、九〇年、天皇への崇敬心を養うことを目的に、琉球八社の中心であった波上宮を官幣小社に列した。
一八九八年 徴兵令施行
一九〇八年 間切制廃止、「沖縄県及び島興町村制」施行(一九二〇年に指定解除)
(文・社会委・井川) 次号に続く

「広島平和ツアー」の報告

大宮教会 北原 征一

大宮教会では毎年八月第二聖日に『平和を語る会』を長年続けてきています。八月は広島、長崎に原爆が投下され、また終戦の月でもあります。この月に平和の尊さ、戦争の悲惨さを忘れないために開催しています。

私はサラリーマン現役時代の五年間広島に勤務、在住しました。

この経験と私自身も広島を離れて時が経つと、リメンバードシマとの思いが薄れていくのが懸念され、社会委員会のメンバーにも「広島は今昔」を知ってもらいたいと、数年前に発案し、ぜひ計画を」と要望されていましたがようやく「戦後七〇年」の節目の昨年、社会委員会有志十二名で実現しました。

☆スタートは平和公園から

ピースボランティア、戦後生まれながら原爆の真実とエピソード、平和への篤い思いを一時間半にわたって、今も多くの遺骨がこの下に埋もれている」と平和公園を丁寧に案内してくださったのは中年の女性ボランティアで、一般のガイドとは違う。広島に住む者として原爆で逝った人の思いを伝える責任がある、との使命感が

伝わり感動しました。

☆今回のツアーで

特筆すべきは広島教会の武田真治牧師のお計らいで、宗藤尚三牧師のお話”を伺えたことでした。

八八歳で隠退牧師ですが、広島大学一年の時被爆され、核のない平和な世界を創り出すとの使命を与えられているとの思いから被爆牧師として国内外に核、戦争の愚かさ、平和の大切さを訴え続けておられます。

宗藤牧師にとっては「安らかに眠ってください。過ちは繰り返しませんから」との平和公園慰霊碑の碑文が原点だと語られました。昨年の四月～五月ニューヨーク国連本部で行われたNPT(核兵器不拡散条約)でも最終合意文書を採択できず、「核なき世界」への道は前進していません。

それに対して先生は、日本がアジア侵略してきた加害者としての意識を持った上でヒロシマを伝え核廃絶を訴えなければならぬ、との立場です。唯一の被爆国である日本がアメリカの核の傘によって安全保障を得ようとする矛盾の中にあるが、段階的にでも核廃絶に向かって努力すべき、との考えです。

オバマ大統領が二〇〇九年に、ノーベル平和賞を受賞。「核廃絶

を推進」との期待があり、早晩広島へ来る、と思われたが、私たちが先！これは残念なことです。次は学生である孫たちをぜひ連れて行きたいと思います。先に挙げた人たちを通して良き学びができれば誠に絶えません。

*信徒の友八月号特集の「過ちを繰り返さない」と「被爆七〇年広島教会」をぜひ参考にしてください。



広島教会の前で記念撮影

各教会の社会活動

(第二回社会活動委員会で報告された中から抜粋する。)

□大宮教会

●「平和を語る会」講演・赤石あゆ子氏・すいとん食事・九条せんべい販売。参加七二名「広島平和学習ツアー」ドーム他を見学。広島教会にて学習会。参加

一二名。

●「支援、協力」・川越キングスガーデンヘティーサービス、草取り、洗濯たたみ等。・東日本大震災仙台エマオボランティア、ネパール大地震救援募金、古切手の収集等。

□桶川伝道所

●「ホームレスへの支援」食事、風呂、衣服、必需品の提供等。

●大阪釜ヶ崎伝道所、山谷伝道所横濱ロバの家等へ支援献金。

●「駅前で安保法制反対の訴え」署名活動

□埼玉大通り教会

●「平和学習会」・戦後七〇年を覚えて、〈戦責告白やカトリック司教団〉の資料をもとに行う。

●DVD〈沖縄戦の証言〉の上映会を行って。・講演会へ参加。

□上尾合同教会

●山谷兄弟の家、まりあ食堂への物資援助・バナアツのサイクルロン、ネパール地震へ支援金・鬼怒川氾濫被災教会へ募金・仙台エマオへの調理ボランティア

●安保関連法案反対の署名や有志によるデモ、パレードへの参加

●「平和記念集会、講師(鈴木伶子氏)参加六八名

□埼玉和光教会

●山谷兄弟の家伝道所、まりや食堂へ年二回の献金と献品・海外

医療協力会への使用済切手収集とコイン献金・アムネスティインターナショナルカード販売・和光市心身障害児・者を守る会へ支援

●憲法・平和学習会実施

□和戸教会

●平和を祈り考える会、講師(稲正樹氏)教会外の人達にも呼びかけて「憲法問題講演会」開催・九条の会、原発再稼働反対(国会前)への参加・壮年会で障害者、差別問題、原発問題、憲法問題等話し合う

□行田教会

●山谷へ支援物資届ける・水海道災害へ支援

□川口教会

●バザーを行って施設を支援・靖国について学習会・古切手集め

社会委員会報告

○第五回社会委員会

日時・一月一七日(日)三時より場所・川口教会
奨励・清水牧師
協議

(1)前回会議録報告

(2)二・一一集会について
・二月一日(木・休)十時

・埼玉和光教会
・講師 山口陽一氏

●二・一一集会での役割分担を決める

(3)小委員会報告

・「埼玉の夜明け」編集について
・会計状況について
(4)新年度人事と事業案の検討 (出席九名)

○第四六回 信教の自由と平和を

求める二・一一集会
日時・二月一日(木・休)十時
～十二時半
場所・埼玉和光教会
講師・山口陽一氏(東京キリスト

教大学教授)

講演・「日本にあるキリストの教会の政治的責任」～いま立つべきところと為すべきこと～ (参加者九五名)

◎引き続き

第六回社会委員会
・新年度体制の確認と小委員会分担・活動計画(出席八名)

編集後記

今回は第二回社会活動委員会で報告された各教会の社会活動状況を掲載しました。各教会の貴重な実践記録です。どうぞここに掲載されていない教会におかれましても新年度の参考にして頂けるようお願いいたします。(浅子)